

8月1日から

「国民健康保険・後期高齢者医療」の保険証が更新されます

■ 新しい国民健康保険証を7月下旬に郵送します

新しい保険証は、8月1日から使用できます。

なお、古い保険証は、新しい保険証を受け取った後、8月1日以降破棄してください。

■ 保険証は大切に保管を

保険証は、保険に加入していることを証明する大切なものですので、大切に保管してください。また、医療機関を受診するときは、必ず持参してください。

■ 医療費の負担割合

医療機関の窓口負担割合は3割です。義務教育就学前は2割、70歳以上で所得が現役並み所得以外の人は1割になります。

■ 臓器提供に関する意思表示

保険証裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」

が表示されています。これは、臓器の移植に関する法律などの改正により、移植医療に関する啓発や知識の普及を進めるためのものです。この意思表示欄への記入は任意で、義務付けるものではありません。

■ 国民健康保険税は期限内に納めましょう

国民健康保険税（以下「国保税」）は1世帯ごとに「世帯主」が納税義務者となり課税されます。国保税は、加入者の皆さんの医療費を賄うための大切な財源です。

国保税を滞納すると、有効期限の短い「短期保険者証」が交付される場合があります。

■ 問い合わせ先

保険・健康増進グループ保険班（☎ 63-1111 内線 231）

新しい保険証を受け取ったら必ず確認を！

記載内容を確認し、次の項目に該当する人は、必ず、保険・健康増進グループまたは有明支所で届け出を行ってください。

こんなとき	届 け 出	届け出時に必要なもの
勤務先の健康保険証を持っているのに保険証が送られてきた	国民健康保険を離脱する届け出がされておらず、国民健康保険にも加入していることになるため、届け出が必要になります	・勤務先の保険証 ・国民健康保険証 ・印鑑
会社などを退職しているのに保険証が送られてこない	国民健康保険への加入の手続きがされていない場合は、保険証が送られませんので、届け出が必要になります	・勤めていた会社からの健康保険離脱証明書など ・印鑑

後期高齢者医療被保険者証の更新

75歳以上の人と、65歳以上で一定の障がいの認定を受けた被保険者の人には、7月下旬に「後期高齢者医療被保険者証」が個人ごとに郵送されます。

問い合わせ先 保険・健康増進グループ保険班（☎ 63-1111 内線 233）

「島原市花いっぱい運動」の参加者を募集します



市では、各地区の町内会・自治会連絡協議会と一緒に「花いっぱい運動」を実施します。この運動には、花が好きな人・花を活用したまちづくりに興味がある人（団体）なら、どなたでも参加することができます。

今後、各地区ごとの計画案、活動案を策定していきますので、皆さんの参加をお願いします。



▶ 申込期限 7月31日（火）まで

▶ 申し込み・問い合わせ先 まちづくり管理グループまちづくり班（☎ 63-1111 内線 252）